



今川 知治

不動産学部2年

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第57回

明海大学不動産学部

にしたがって申し立て、裁判所が強制売却するのである。

きない」と。劣化状況を確認しようとしても入札

謎めいて不気味さも感じさせる競売物件

まだへ出るとローブが張られて入
れないようになつてゐる不動産を自
にすることがある。誰かが管理して
いることを示しているが、競売物件
やその予備軍のことも
多い。十分使える状態
なのに使つてゐるよ
うには見えないことに加えて、立ち入
り拒否を宣告する状態は通りかかる
人や地域の人には謎めいていて不気
味さを感じることもある。

にしたがって申し立て、裁判所が強制売却することである。

競売不動産の特徴を見てみよう。まず買主から見た場合のメリットとして挙げられるのは、「競売市場修正」により価格が安いこと。一般的の不動産取引と比べて法律による保護が薄いので、通常の不動産価格よりも3割ほど安いといわれる。二つ目として、特殊な不動産を入手

きないこと。劣化状況を確認しようとしても入札前の立ち入り調査ができない、土地や建物の状態は評価書でしか確認できない。三つ目は、住宅ローンが利用できないことだ。競売不動産は基本的に現金で一括払いである。このような特性によ

競売不動産の表示

地域の不安解消に必要では

放題の日本ノート

その安さが、前述

【教員の「メント】

卷之三

味さを感じることもある。競売は、銀行などから抵当権を付けてお金を借りた債務者が、お金が返済できなくなつた時に、債権者が付抵当権のついた担保不動産を手続きで見かけることがある。

一方、デメリットの一つ目は、通常の売買契約における売主がいないこと。一般の売買では、売主は隣家との境界の確定や、賃借権などの権利を抹消せらるなど、契約や法律に基づいて売主の義務を履行するが、競売ではこれが期待できない。二つ目は、売主の瑕疵担保責任が追及で

取った不動産業者が再生して市場で再販することもある。競売物件は価格こそ安いが、前述のようにデメリットがある。最近は一般人の競売不動産市場への参入も見られるが、リスクをきちんと理解する必要がある。

一般市民の視点からは謎で不気味なことに加え、競落や転売される際の購入者についての不安感もある。ロープはあるものの実質的な管理は

【教員のコメント】

歐米で窓にコンクリートパネルを貼付けた建物を見ることがある。空き家をバンダリズム（破壊・略奪）から守るために、日本で占有権を排除するためにバリケードを設けるが、殺風景なバリケードに代えて書面で良いとすれば費用も外部不経済も抑えることができる。

